

第 82 回労働政策審議会雇用環境・均等分科会 議事内容に関するご意見等について

○議題 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）

（短時間労働者労働時間延長支援コース助成金制度について）

- 年収の壁への対応として、キャリアアップ助成金を活用することに対して、第 62 回・第 81 回の労働政策審議会雇用環境・均等分科会において「本来は社会保障制度として解決すべき課題であることから、社会保障審議会年金部会において審議すべき」「政策効果を検証し、労政審に報告すべき」と意見を申し上げた。

しかし、第 217 国会において成立した「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」において、第 3 号被保険者は、附則に「実情に関する調査研究を行い、その在り方について検討を行うものとする」と記載されるにとどまった。

また、第 62 回分科会において、事務局より、「令和 8 年 3 月 31 日までの暫定措置」とされている現行の社会保険適用時処遇改善コースに対し、「暫定措置の終了を待たず、実施状況については、適宜のタイミングで本分科会に報告をさせていただき、都度、御意見等を賜ってまいりたい」との答弁があったが、未だに分科会への報告は行われていないと認識している。

「短時間労働者労働時間延長支援コース」の新設は、少なくとも、現行の社会保険適用時処遇改善コースの政策効果を検証し、その評価を踏まえた上で行うべきと考える。

- 制度が複雑なため、企業や対象者への細やかな周知をお願いしたい。
- 106 万円の壁対策として導入された「社会保険適用時処遇改善コース」は、雇用保険財政が大変厳しいことを踏まえ、あくまで暫定的な措置として「おおむね妥当」とされた。

同様の趣旨の助成金を設けることは、可能な限り避けるべきではあるが、現在、企業では、人手不足問題が深刻さを増しており、社員が年収の壁を意識せずより長く就労できるよう取り組む事業主を支援する必要性は高まっている。

厚生労働省においては、「社会保険適用時処遇改善コース」の利用状況などから課題を検証したうえ、要件や手続きの見直しなどに取り組んでいただきたい。

また、年収の壁は社会保障制度の問題である。公的年金の第 3 号被保険者制度の見直しを含め、働き方に中立的な労働参加促進型の制度確立を着実に進めていただきたい。

- 前回の分科会にて、現在措置されている「社会保険適用時処遇改善コース」の利用状況や効果検証の必要性、そして本来は社会保障制度の問題である旨の指摘もあったところですが、今回この点についての資料提示がなされていないことは問題と考えます。今後の分科会において、速やかな報告・議論がなされることを要望します。

また、いわゆる年収の壁問題については社会保険の問題が根本要因であり、今後賃上げが進めば壁もより高くなることから、抜本的な改善を講じることが必要と考えます。

しかし、今回諮問されている「短時間労働者労働時間延長支援コース」は、年収の壁に対して一定の効果があると考えられるため諮問内容に反対するものではありません。

なお、制度の運用に際し事業者より利用しづらいとの声等が出た場合は速やかな改善を図るようお願いいたします。